

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正
- ◇ 公 告 職業訓練法による技能検定の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第九百五十五号

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十六号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

実技試験の表中

製

鋼

を

製 さ く

鋼 井

に、

金属プレス加工  
鉄板  
金工

九千円

を

金属プレス加工  
鉄工

九千円

に、

工業彫刻

を

建築板金  
工場板金  
工業彫刻

に、

漆器素地製造  
木工  
竹工芸

九千円

を

漆器素地製造  
家具製作  
家具製作  
竹工芸

九千円

に、

石

工

一万二千元

を

石積み工

一万二千元

に、「わく

組壁建築」を「枠組壁建築」に、

左官

九千円

左	官	九千円	に、	「浴槽設備施工」
れんが積み		一万一千円		
				「浴槽設備施工」
				「型枠施工」に、
				「型枠施工」に、
				「養設・養員操作」を「養設・養員操作」に定める。

「浴槽設備施工」	「型枠施工」に、	「型枠施工」に、	「養設・養員操作」を「養設・養員操作」に定める。
「養設・養員操作」	「養設・養員操作」	「養設・養員操作」	「養設・養員操作」

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和57年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和57年9月17日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 実施する検定職種
- さく井、鍛造、金型製作、建築板金、機械検査、車両整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、紳士服製造、和

裁、製員製作、メリヤス縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、石工、洋菓子製造、和菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管、浴槽設備施工、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋組立て、防水施工、カーテン施工、ガラス施工、機械製図及び電気製図

- 2 検定の等級  
技能検定は、一の職種ごとに1級・2級及び単一等級に分けて行う。
- 3 検定の方法  
技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。
- 4 試験の実施期日及び実施場所等  
(1) 実技試験

実施期間  
昭和57年12月4日（土）から昭和58年3月18日（金）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。

- 4 実施場所  
別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。
- ウ 実技試験問題の公表  
実技試験問題は、昭和57年11月25日（木）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

- (2) 学科試験  
ア 実施期日  
検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査、時計修理、農業機械整備、和裁、紙器・	

段ボール箱製造、メリヤス縫製、石工、洋菓子製造、和菓子製造及び建築大工	昭和56年2月18日 (日)
鍛造、車両整備、油圧装置調整、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、寝具製造、型枠施工、鉄筋組立て、カーテン施工、ガラス施工及び電気製図	昭和58年2月20日 (日)
さく井、金型製作、建築板金、家具製作、建具製作、みそ製造、かわらぶき、配管、浴槽設備施工、厨房設備施工・防水施工及び機械製図	昭和58年2月27日 (日)

4 実施場所  
別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会議所会館内

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和57年10月8日(金) から同年10月20日(水) まで(郵送によ

る場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、筒封の表面に「申請書請求」と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、60円切手をはつたもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
さく井	11,000円
鍛造	11,000円
金型製作	11,000円
建築板金	11,000円
機械検査	8,000円
車両整備	10,000円
時計修理	11,000円
油圧装置調整	9,000円
農業機械整備	9,000円
冷凍空気調和機器施工	10,000円
紳士服製造	9,000円

和 裁	7,000円
複製製作	11,000円
メリヤス縫製	10,000円
家具製作	11,000円
家具製作	11,000円
紙器・段ボール箱製造	11,000円
石工	11,000円
洋菓子製造	10,000円
和菓子製造	10,000円
みそ製造	9,000円
建築大工	9,000円
かわらぶき	11,000円
配管	9,000円
浴槽設備施工	11,000円
厨房設備施工	11,000円
型枠施工	11,000円
鉄筋組立て	9,000円
防水施工	11,000円
カーテン施工	11,000円
ガラス施工	11,000円
機械製図	6,500円
電気製図	6,500円
イ 学科試験の受検手数料	2,000円
(2) 納付方法	

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。

ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和58年3月18日(金)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名を、昭和58年3月18日(金)の鳥取県公報で公告する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県 取 県 【定価一冊一箇月十四百円(送料を含む。)】